

新潟市秋葉区農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 6 月 29 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 20 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (14 人)

| | | |
|------------|------|--------|
| 会長職務代理者 | 2 番 | 平野 榮治 |
| 会長 | 3 番 | 小倉 栄造 |
| 委員 | 4 番 | 高野 謙一 |
| 農地部会長 | 5 番 | 阿部 信行 |
| 委員 | 6 番 | 高橋 昇 |
| 委員 | 7 番 | 吉田 信雄 |
| 農地部会長職務代理者 | 8 番 | 松田 洋一 |
| 委員 | 9 番 | 鈴木 儀一 |
| 委員 | 10 番 | 笠原 綱生 |
| 委員 | 11 番 | 高山 直興 |
| 委員 | 12 番 | 佐藤 千穂子 |
| 委員 | 13 番 | 砂原 剛 |
| 農政振興部会長 | 14 番 | 佐藤 英一 |
| 委員 | 16 番 | 柏木 宏 |

4 欠席委員

| | |
|------|-------|
| 1 番 | 坂上 静男 |
| 15 番 | 大竹 玲子 |

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

| | |
|------|-------|
| 9 番 | 鈴木 儀一 |
| 10 番 | 笠原 綱生 |

第 2 議事

| | |
|----------|--------------------------|
| 議案第 9 号 | 新潟市農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 10 号 | 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について |
| 議案第 11 号 | 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について |

| | |
|------|--------------------------------|
| 報告事項 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について |
| 報告事項 | 農地の転用事実に関する照会書について |

| | |
|------|-----------------------------|
| 報告事項 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 | 農地法第4条転用届出に関する受理について |
| 報告事項 | 農地法第5条転用届出に関する受理について |

6 農業委員会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 佐藤 敏宏 |
| 事務局次長 | 山田 光行 |
| 農地係長 | 田中 学 |
| 農地係 | 真柄 和朗 |
| 農政振興係長 | 白川 文夫 |

7 会議の概要

事務局長
(佐藤局長)

お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度6月定例総会を開会いたします。
それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。

会長

<挨拶>

事務局長

ありがとうございました。
それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。
なお、本日の欠席者は1番坂上委員及び15番大竹委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。
それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(小倉会長)

それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議がありませんので9番・鈴木委員、10番・笠原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第9号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明

をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 9 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

1 ページは利用権設定の新規、新津地区が 1 件であります。

2 ページは売買、新津地区が 2 件であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

3 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 30 年 7 月 13 日となります。

4 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 9 号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 10 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、議案第 11 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(真柄主査)

それでは、議案書 5 ページ 1 番をご覧ください。

議案第 10 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定についてご説明い

たします。

申請人A氏による許可申請を受け付けました。

古田ノ内大野開地区の案件で、吉澤推進委員の担当地区です。

本件は、農舎建築敷地として利用するための転用許可申請です。

転用面積は、畑1筆、約8.5アールです。

申請者は、北上地区近郷で水稻、大豆等を生産する認定農家ですが、今後は水稻の規模拡大等による経営規模拡大のための農舎が必要であるため申請したものです。

申請地は、農用地区域内農地に該当し原則許可することができませんが、農用地利用計画において当該地が農業用施設用地に指定されたことから、転用が認められるものです。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

続きまして、議案書6ページをご覧ください。

議案第11号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

貸付人B氏及び借受人C氏による許可申請を受け付けました。

市之瀬地区の案件で、長井推進委員の担当地区です。

転用申請面積は、休耕田2筆、約2アールです。

本件は、親子間の使用貸借の設定により、借受人の個人住宅建設を目的とした転用許可申請です。

申請地は、住宅又は公共施設が連たんする地域であり、近接する農地が10ha未満であることから第2種農地に該当し、代替地が無ければ許可できるものです。

申請地は、市街化調整区域内の農振農用地区域外農地で、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

平成30年6月26日に開催されました農地部会における、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件、農地法第5条第1項の規定による許可

申請1件の調査内容について一括して報告します。

議案書5ページ1番の案件です。

本件の申請者のA氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、既存施設の老朽化及び規模拡大に伴う設備更新を目的として申請したとのことでした。

この場所を選定した理由としては、乾燥機の騒音、排気の影響を考慮してこの場所を選んだとのことでした。

農舎予定地は農地を集約して畑を整備したようであったため、何年ほど経過したのか、何軒で実施したのか質問したところ、10年ほど経過しており、4軒で行ったとのことでした。

また、農舎予定地近くに動力用の電線が既に設置済みであるようなので質問したところ、当事業の計画が遅くなってしまい、電線の設置が先になってしまったとのことでした。

部会としては、許可になってから申請通りの転用を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

次に、議案書6ページ1番の案件です。

本件の借受人のC氏の代理人D氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、借受人は実家に同居しているが、家族が増えたことにより家が手狭になってきたため、個人住宅を建てることにしたとのことでした。

借受人の子供は何人いるのか質問したところ、3人ということでした。

また、代理人の所属する会社への相談の開始時期は、今年の2月頃ということでした。

次に、建設期間の予定と排水について尋ねたところ、7月10日から10月上旬を予定し、歩道側に入っている公共下水に接続するため農地への流入はないとのことでした。

部会としては、許可になってから申請通りの転用を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 10 号及び議案第 11 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 4 条転用届出に関する受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 7 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

農地中間管理事業の合意解約が 1 件、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が 1 件、農地法による賃貸借の合意解約が 1 件であります。

事務局

(真柄主査)

8 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。記載内容のとおり 1 件受理しました。

続きまして、9 ページをご覧ください。

説明に先だちまして、1 件訂正をお願いします。番号の 4 番が重複しておりましたので、矢代田の 4 番を 5 番に訂正願います。大変すみませんでした。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。

記載内容のとおり 5 件受理しました。

続きまして、10 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 4 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 1 件受理いたしました。

最後に、11 ページをご覧ください。
報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり 2 件受理いたしました。
以上です。

議長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成 30 年度 6 月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 笠 原 綱 生

